

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

5資第86-6号
令和5年（2023年）8月25日

長野県知事 阿部 守一

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	○
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)				
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社寿バイオ 代表取締役 赤羽 時江 長野県塩尻市大字広丘吉田670番地1				
申請の区分（I）	再生活用業の事業範囲変更指定				
条例第46条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	塩尻市大字広丘吉田670番地1			
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（エステル化、遠心分離）			
	③処理を行う廃棄物の種類	○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○エステル化施設 460ℓ/日（14時間稼働） ○遠心分離施設 1,000ℓ/日（12.5時間稼働）			
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）</td><td>○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）</td></tr></tbody></table>	新	旧	○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）
新	旧				
○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）	○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）				

関係 図書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	松本地域振興局環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	令和5年8月28日（月）～令和5年9月26日（火） （土日・祝日その他の県の休日を除く。）
	縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで